令 和 ８ 年 ２ 月 ６ 日
国　　土　　交　　通　　省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行規則」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年１２月２６日から令和８年１月２５日まで、「建設業法施行規則」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計６件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
	経営事項審査の改正について	
1	・　経営事項審査における社会保険加入項目の削除について、現在、多くの発注団体の入札参加資格審査において、経審結果通知書に記載された保険加入状況をもって社会保険料の納入証明書等の提出を省略できる運用がなされている。今回の改正により結果通知書から当該欄が削除されることで、各発注団体が独自に証明書類の提出を求めるようになれば、申請者である建設業者および受理する行政側の双方にとって事務負担が大幅に増加し、改正の趣旨である「事務効率化」に逆行する恐れがある。つきましては本改正に際し、以下方法を例として、事務負担が増えないための対応を要望する。 ・各発注団体に対し、建設業許可情報等とのデータ連携により、入札申請時に追加の証明書類を求めないよう周知・徹底すること。 ・結果通知書において「許可要件として加入を確認済みである」旨が付記されるような、代替となる簡便な確認手段を確保すること。	・　今回の改正では、令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和２年１０月１日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたところ、建設業許可の更新期間が５年であるため、令和７年１０月１日以降に建設業許可を保有する全ての建設業者は社会保険加入要件を満たすことを踏まえ、経営事項審査における社会保険の加入状況を審査項目から削除しております。 ・　入札参加資格審査については、各発注団体が適切に運用するものであるため、経営事項審査の改正趣旨を周知してまいります。
2	・　「建設機械の保有状況」の建設機械追加について、生産性向上が昨今の法改正の目的でもあり、例えば加点対象の建設機械の中でも、ICT 建機の場合は更なる加点をする等柔軟な加点措置を今後ご検討いただきたい。	・　審査項目「建設機械の保有状況」は建設業が災害時における「地域の守り手」として重要な役割を果たしていることを踏まえ、災害時の復旧対応に使用されていることを前提としており、生産性向上とは異なる審査趣旨となっております。 ・　他方で、生産性向上についても重要な観点であるため、今後の経営事項審査の改正における参考とさせていただきます。
3	・　「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の追加」について、全国各地の申請で宣言へのとらえ方に軽重が生まれるのではないかということが容易に想像	・　本改正項目は、第三次・担い手３法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組と CCUS の活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価することを目

	できる。加点のために宣言さえすれば良いといったような捉え方に対してどのような対策を検討されているかご教示いただきたい。	的としているため、建設企業が技能者の処遇改善の取組等を宣言する建設技能者を大切にする自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言を加点評価しています。 ・　このため、自主宣言制度の趣旨や目的を理解して宣言いただけるよう引き続き取り組んでまいります。
４	・　別記様式第 25 号の 14（社会性等）および「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の評価基準について。 新設される自主宣言制度においては、他法令の遵守を必須要件とし、組織的な違反が判明した業者に対しては、経営事項審査において「法令遵守」項目で極めて重い減点を科すなどの厳格な運用を強く求める。	・　自主宣言制度においては、「建設業法に基づく指示処分以上の行政処分が行われた日から１年以上を経過していること。」が申請条件となっており、これを満たしていない事業者は申請ができません。 ・　また、経営事項審査においては、審査対象年において建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減点して審査するものとすることとなっております。
５	・　建設技能者を大切にする企業の自主宣言の申請時における注意事項にて「元請事業者・下請事業者いずれの立場での宣言でも経営事項審査で加点対象となる予定です」と記載されているが、例えば、ほぼ元請工事のみの事業者や元請工事の割合が明らかに高い事業者が下請事業者の立場で宣言した場合でも加点対象となるか。	・　元請事業者又は下請事業者の立場で宣言を行っている場合に加点対象となります。 ・　これは、工事によって元請事業者と下請事業者の双方になり得る建設業者がいることを踏まえているためです。 ・　自主宣言制度における宣言の立場については、申請者が主に建設工事を請け負う立場で申請いただくことを想定しているため、元請として請け負う工事が太宗の場合は元請事業者として申請いただきたいと考えております。
６	・　評価項目のうち「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点を見直すとのことだが、令和５年改正で新設されてからまだ２年程度しか経過しておらず、これから取り組みを始めようとする企業の動きも見られる中で、配点の見直しにより当該評価項目での直接的な配点が下がってしまうのは残念に感じる。本改正で新設された「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言状況」に CCUS の活用も含まれている事情は理解しているが、当該評価項目の配点を維	・　本改正項目は、第三次・担い手３法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組と CCUS の活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価することを目的としております。 ・　そのうえで、自主宣言制度は、雇用する全ての技能者について CCUS の詳細型の技能者登録を行うことが必須要件となっているため、積極的に CCUS に取り組む企業を後押しできるものと考えております。

	持したほうが、積極的に CCUS に取り組む企業の増加につながるのではないかと考える。	
7	・　本改正事項は令和８年７月１日(施行予定日)以降を審査基準日とする申請から全て適用されるという理解でよいか。	・　令和８年７月１日以降を申請日とする申請から適用されます。
8	・　改正内容は国や県などの大きなお仕事をしている大手ゼネコンくらいしか通用しないと思う。 中小企業が適正価格で受注できる環境整備 値下げ競争を強いられない仕組み 材料費高騰への支援 賃上げした企業への実効性ある補助 リフォーム補助金の条件緩和・対象拡大・予算拡充 など、現場の声を政策に反映していただきたい。	・　ご意見は今後の制度検討において参考とさせていただきます。
	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について	
9	・　元請事業者の立場で自主宣言する場合の各宣言項目の解釈について ［６－①について］ ・「１件以上」とは、工期全体で履歴蓄積１件以上ではなく、工期中の現場開所日毎に履歴蓄積１件以上という理解でよいか。 ・６－②に記載のある「自社の技能者等は」という表現がありませんが、その違いや意図についてご教示いただきたい。	［６－①について］ ・「１件以上」とは、工期全体で履歴蓄積１件以上を考えております。 ・　また、６－①に「自社の技能者等は」という表現がない点については、６－①では、元請事業者が技能者を雇用していない場合を想定しております。そのため、元請事業者と下請事業者が協力して履歴蓄積をすることとなる一方で、６－②では、元請事業者が技能者を雇用している場合を想定しているためです。
10	［６－②について］ ・「自社の技能者等は」の「等」とは具体的にどのような者を指しているか。例えば、技能者登録している自社の技術者や事務員も含まれているか。 ・６－①に記載のある「１件以上」という表現がないが、その違いや意図についてご教示いただきたい。	［６－②について］ ・「自社の技能者等は」については、「自社の技能者は」の誤りですので修正いたします。 ・　６―②において「１件以上」という表現がない点については、元請事業者が雇用する技能者のうち、該当工事現場に配置した自社の技能者全員の履歴蓄積があることを考えているためです。

11	［６－③について］ ・「自社の技能者は」と記載されていますが、６－②の「等」は含まないという理解でよいか。	［６－③について］ ・　ご認識のとおりです。
12	［７－①②について］ ・「全ての工事現場」とは、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」における「民間工事を含む全ての建設工事」と同様の理解でよいか。 　一方で、６－①②③では「全ての工事現場」という表現がないが、これは極端に言えば、少なくとも１件以上の工事現場において宣言項目の取り組みを行えば要件を満たすことになるか。 ・　６－①②③に記載のある「少なくとも履歴蓄積を１件以上行う」「自社の技能者等は少なくとも履歴蓄積を行う」「自社の技能者は少なくとも履歴蓄積を行い」という最低限の履歴蓄積実績を求めるような表現がありませんが、その違いや意図についてご教示いただきたい。	［７－①②について］ ・　「全ての工事現場」とは、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」において対象外となっている工事も全て含みます。 　自主宣言は宣言内容を持続的に取り組む制度になっております。元請として受注した工事は宣言者により異なるため、一概に件数で判断できないものと考えております。 ・　自主宣言制度では就業履歴の蓄積を推進しておりますが、７については全ての工事現場としているところ、履歴蓄積が困難なケースが想定されるため、現場毎に就業履歴の蓄積を行う旨の表現をしておりません。

※　掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。